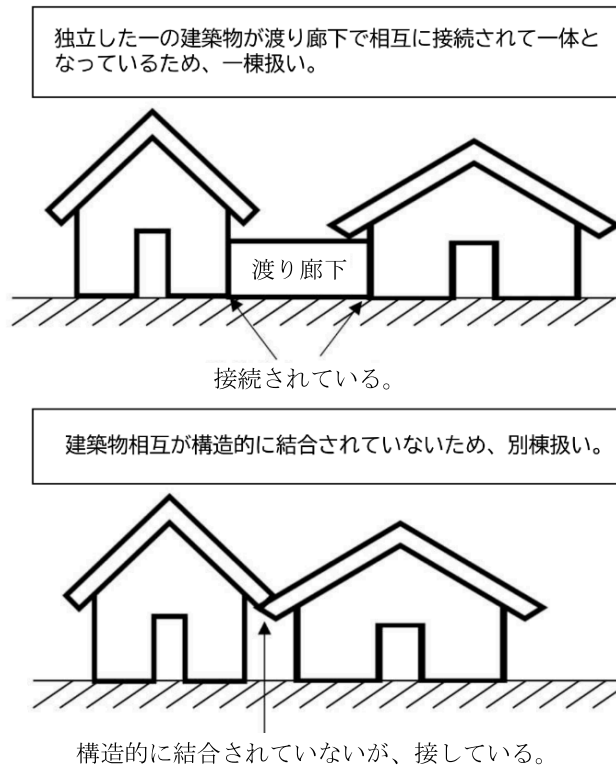


第3 消防用設備等の設置単位

1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位

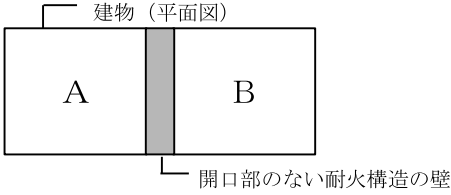
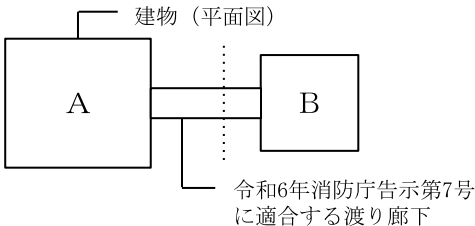
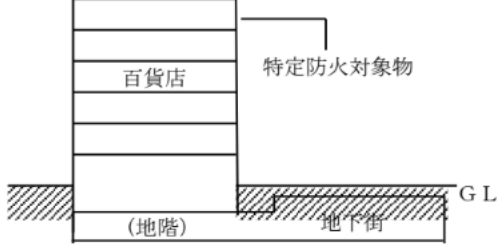
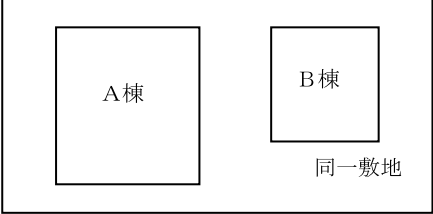
- (1) 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
- (2) 棟とは、原則として、独立した一の建築物又は二以上の独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。（第3-1図参照）

第3-1図



[参考]

政令第8条	1号 耐火構造の床又は壁で区画されている場合の取扱い	第3-2図参照
	2号 防火上有効な措置が講じられている床、壁その他の建築物の部分又は防火設備で区画されている場合の取扱い ※防火上有効な措置とは、省令第5条の3第2項に定める基準に適合する措置をいう。	第3-3図参照
政令第9条	複合用途防火対象物への適用範囲の取扱い	第3-4図参照
政令第9条の2	特定防火対象物の地階と地下街が一体となる場合の取扱い	第3-5図参照
政令第19条第2項	屋外消火栓の基準を適用する場合の取扱い	第3-6図参照
政令第27条第2項	消防用水の設置基準を適用する場合の取扱い	

<p>第 3   2 図</p>		<p>開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている場合は、別の防火対象物とみなす。</p> <p>すなわち、A部分とB部分ごとにそれぞれ消防用設備等の設置の要否を判定する。</p>					
<p>第 3   3 図</p>		<p>防火上有効な措置が講じられている床、壁その他の建築物の部分又は防火設備で区画されている場合は、別の防火対象物とみなす。</p> <p>なお、渡り廊下の床面積は、別とみなされる防火対象物の床面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させる。</p>					
<p>第 3   4 図</p>	<table border="1" data-bbox="264 902 767 1077"> <tr> <td rowspan="2">事務所 (15) 項</td> <td>飲食店 (3)項ロ</td> <td rowspan="2">キャバレー (2)項イ</td> <td rowspan="2">パチンコ (2)項ロ</td> </tr> <tr> <td>キャバレー (2)項イ</td> </tr> </table>	事務所 (15) 項	飲食店 (3)項ロ	キャバレー (2)項イ	パチンコ (2)項ロ	キャバレー (2)項イ	<p>種々の用途が1つの建物に入っている複合用途防火対象物（雑居ビル）は、原則として、各用途部分ごとに適用する。</p> <p>ただし、一部の設備は、用途に関係なく全体の規模で適用する。</p>
事務所 (15) 項	飲食店 (3)項ロ		キャバレー (2)項イ			パチンコ (2)項ロ	
	キャバレー (2)項イ						
<p>第 3   5 図</p>		<p>特定防火対象物の地階で、地下街と一体となすものは、消防長又は消防署長の指定により、一部の設備は地下街の部分とみなされる。</p> <p>※判定基準 ⇒ 昭和50年3月11日付け消防安第32号</p>					
<p>第 3   6 図</p>		<p>同一敷地内に2棟以上の建築物があっても棟単位で消防用設備等の設置の要否を判定する。</p> <p>すなわち、A棟はA棟だけで B棟はB棟だけで 判定する。</p> <p>ただし、屋外消火栓設備及び消防用水については棟間の距離及び建築物の構造によって1棟とみなす場合がある。</p>					

2 政令第8条第1号の区画（以下「令8・1号区画」という。）について

(1) 区画の構造

省令第5条の2第1号の規定は次に掲げる構造を有すること。

ア 表3-1に掲げる建基法第2条第7号に規定する耐火構造で、通常の火災による加熱に2時間以上耐える性能を有する仕様

表3-1

耐火構造の仕様

(単位：cm)

構造部分	構造	被覆材料	耐火時間		備考	
			2時間	3時間		
壁		鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造	コンクリート	$T \geq 3$ $B \geq 10$	-	t：非耐力壁では2cm以上
		鉄骨コンクリート造	コンクリート	$t \geq 3$ $B \geq 10$	-	
		鉄材で補強したコンクリートブロック造、れんが造、石造	コンクリートブロック、れんが、石	$t \geq 5$ $b \geq 8$	-	ブロックにモルタルを施さないと、肉厚が足りなくなる場合がある。
		軽量気泡コンクリートパネル		$B \geq 7.5$	-	
		中空鉄筋コンクリート製パネルで中空部分にパーライト又は気泡コンクリートを充てんしたもの		$b \geq 5$ $B \geq 12$	-	
床		鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造	コンクリート	$B \geq 10$	-	
		鉄材で補強したコンクリートブロック造、れんが造、石造	コンクリートブロック、れんが、石	$t \geq 5$ $b \geq 8$	-	

イ 省令第5条の2第1号の規定中の「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール等が該当するものとして取り扱えるものであること。

ウ 軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏えい防止対策が講じられているものであること。

(2) 突き出しによる区画

省令第5条の2第3号の規定中「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること」については、床の両端が外壁から50cm以上突き出していること、壁の両端が外壁から50cm以上突き出していること及び壁の上端が屋根から50cm以上突き出しているものであること。（図3-7及び図3-8参照）

図3-7

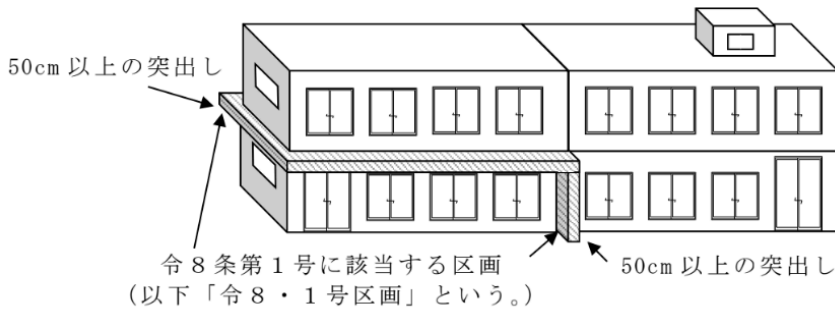
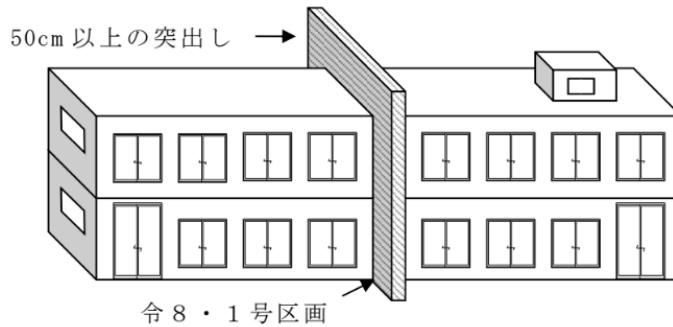


図3-8



(3) 突き出しを設けない区画

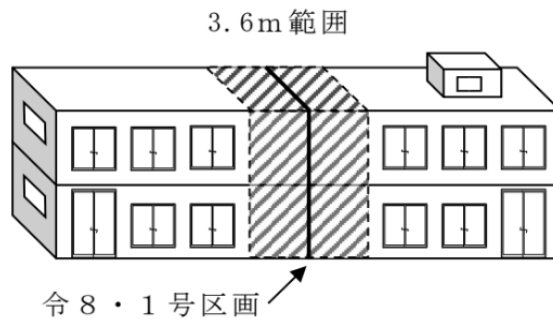
ア 省令第5条の2第3号ただし書の規定中「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分を耐火構造とし」については、原則、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造であること。(図3-9参照)

また、耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。(表3-2参照)

表3-2 耐火性能に関する技術基準 (建基政令第107条第1項)

		最上階及び最上階から数えた階数が2以上4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上の階
壁	間仕切壁 (耐力壁に限る。)	1 時 間	2 時 間	2 時 間
	外 壁 (耐力壁に限る。)	1 時 間	2 時 間	2 時 間
	柱	1 時 間	2 時 間	3 時 間
	床	1 時 間	2 時 間	2 時 間
	は り	1 時 間	2 時 間	3 時 間
	屋 根	30 分 間		
	階 段	30 分 間		
(1) この表において、建基政令第2条第1項第8号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。 (2) 前(1)の屋上部分については、この表中最上階の部分と同一の耐火時間によるものとする。 (3) この表における階数の算定については、地階部分の階数はすべて算入する。				

図3-9



- イ 省令第5条の2第3号イの規定において「開口部が設けられていないこと」とされている部分については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること。
- ウ 省令第5条の2第3号ロの規定において「開口部に防火戸」とは、換気口等も含むものであり、当該換気口等には防火ダンパー（以下「FD」という。）を設けること。ただし、火気設備の排気筒はFDを設けることを要しないこと。
- また、同号の規定中「耐火構造の壁等を隔てた開口部相互間の距離が九十センチメートル以上離れている」とは、図3-10から図3-12までを参照すること。

図3-10

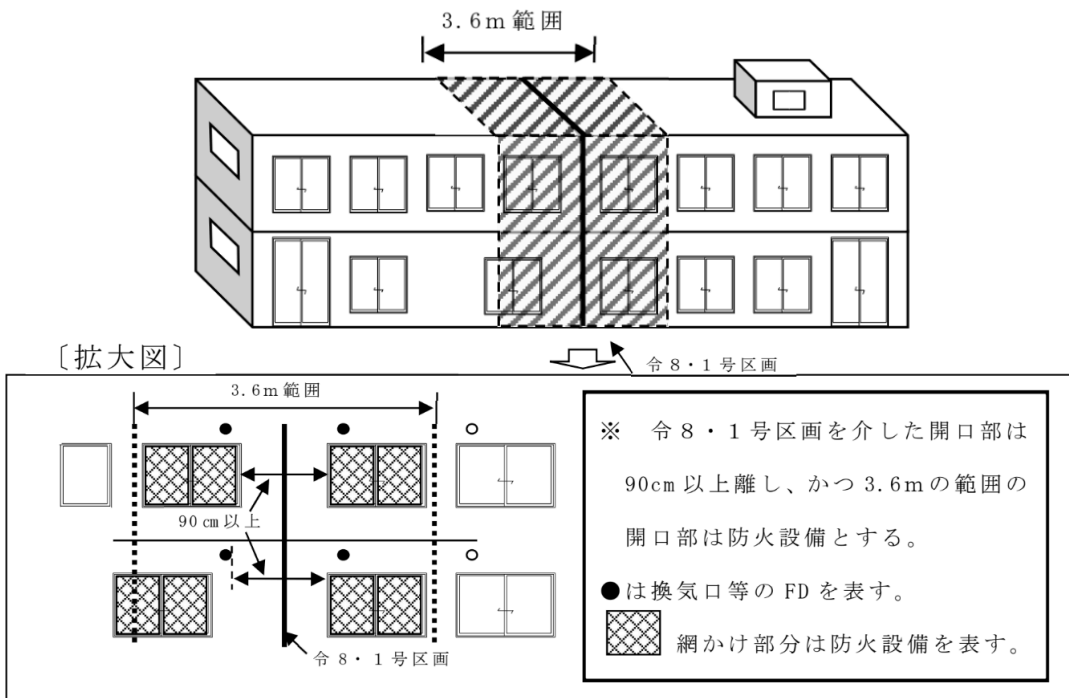


図3-11

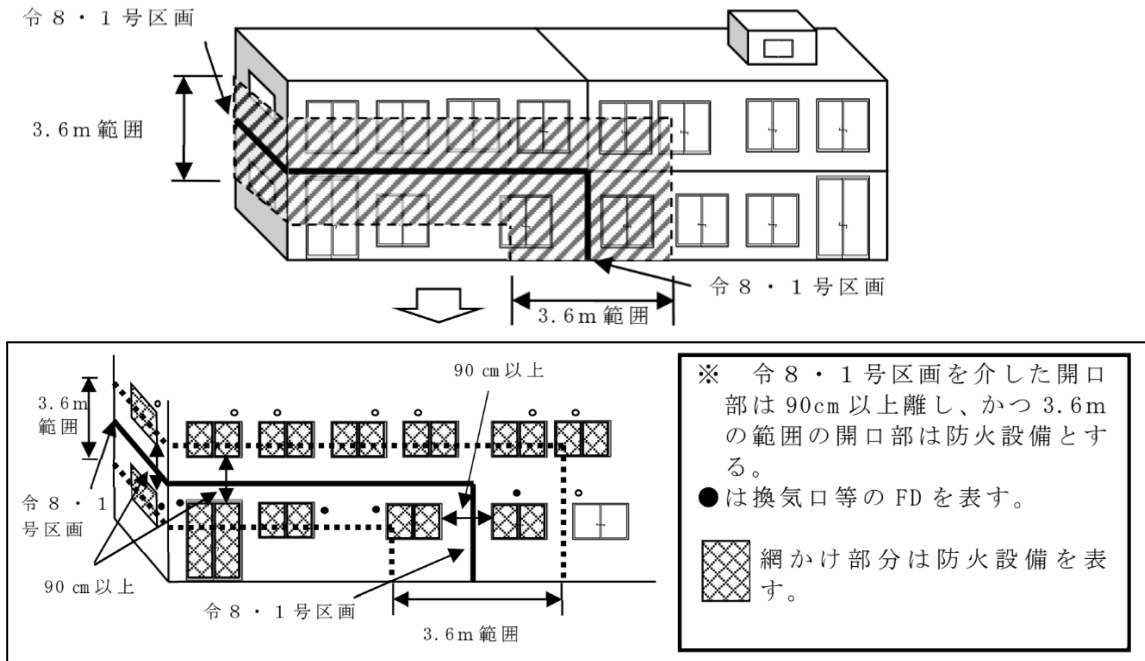
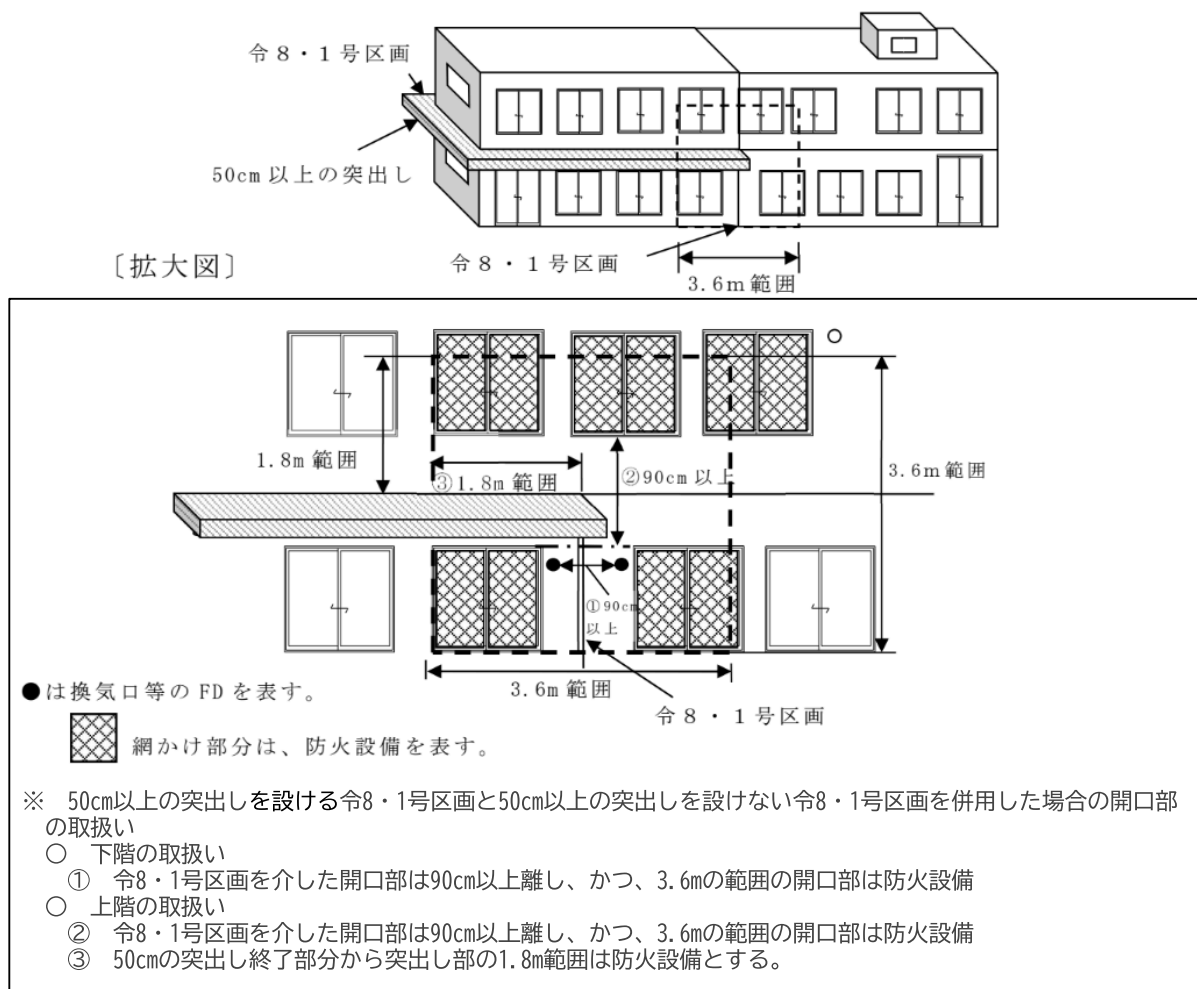


図3-12

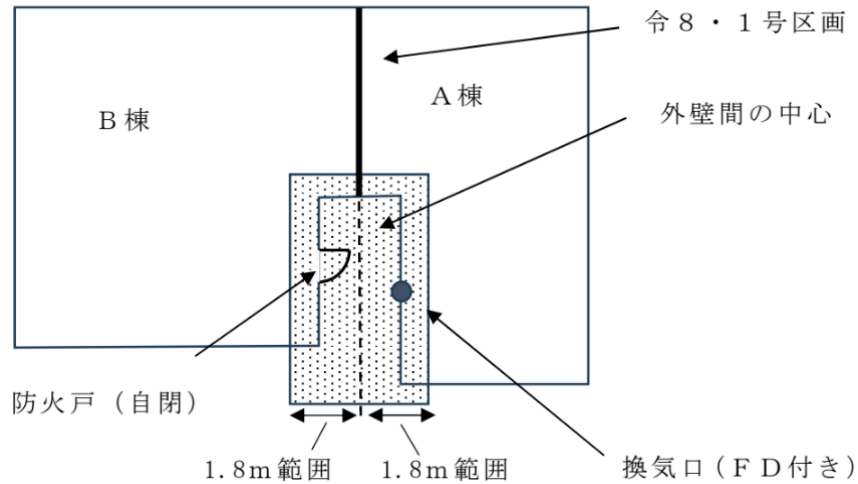
<一部に突き出しを設ける場合の取扱い>



(4) 近接する外壁の延焼防止

別々の防火対象物とみなした建築物相互の外壁が近接して向かい合っている等の場合、外壁間の中心から1.8mの範囲にある開口部は防火設備とすることが望ましいこと。(図3-13参照)

図3-13



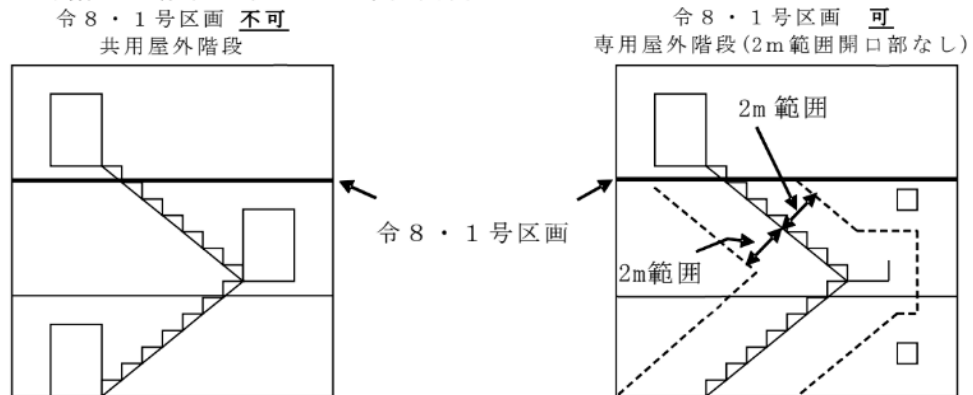
(5) 屋外階段が存する令8・1号区画

ア 屋外階段を共用する令8・1号区画は認めないものとする。

イ 屋外階段を共用せず、専用の屋外階段を設置し、当該階段を令8・1号区画を介した他の区画部分の外壁に面し設ける場合は、階段の周囲2m以内に開口部を設けない場合に限り令8・1号区画を認めるものとする。(図3-14参照)

図3-14

<屋外階段が存する令8・1号区画例>



(6) 配管等の貫通

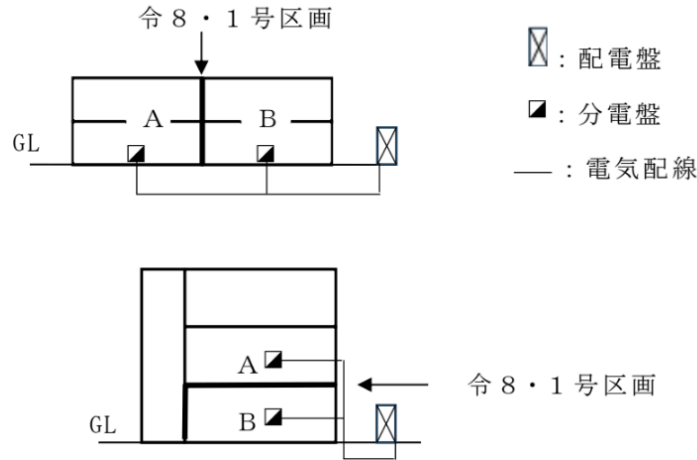
省令第5条の2第4号に規定する配管及び当該配管が貫通する部分(以下「貫通部」という。)については、次によること。

ア 排水管に付属する通気管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるものであること。

なお、給排水管及び通気管は鋼管又は(一財)日本消防設備安全センターの性能評定

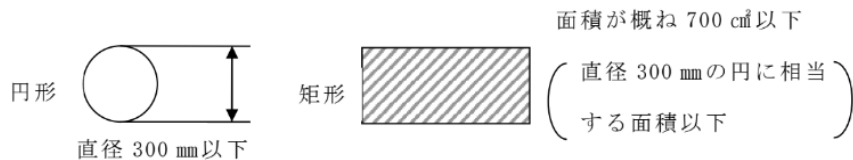
を受けたものとし、鋼管の取り扱いは「(7) 鋼管等の取扱い」を参照すること。  
 イ 電気配線（電話ケーブル、アンテナ線等を含む。）、空調用冷温水管及びガス配管等が貫通することは、原則として、認められないこと。  
 ただし、地中埋設配管や屋外配管であれば、差し支えないこと。（図3-15参照）

図3-15



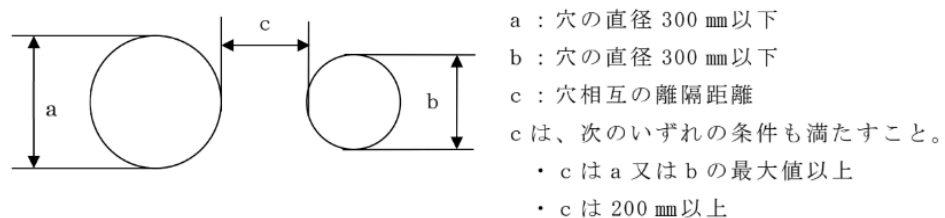
ウ 貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径300mmの円に相当する面積（概ね700 cm<sup>2</sup>）以下であること。（図3-16参照）

図3-16



エ 貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が300mmの円の面積以下である場合、省令第5条の2第4号ただし書に規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。  
 なお、省令第5条の2第4号ニの規定は図3-17によること。

図3-17



オ 性能評定を受けた耐火二層管を室内に露出して施工する場合は、配管に対する衝撃を受けない措置として、次の防護措置を講ずること。（図3-18、図3-19参照）

図3-18

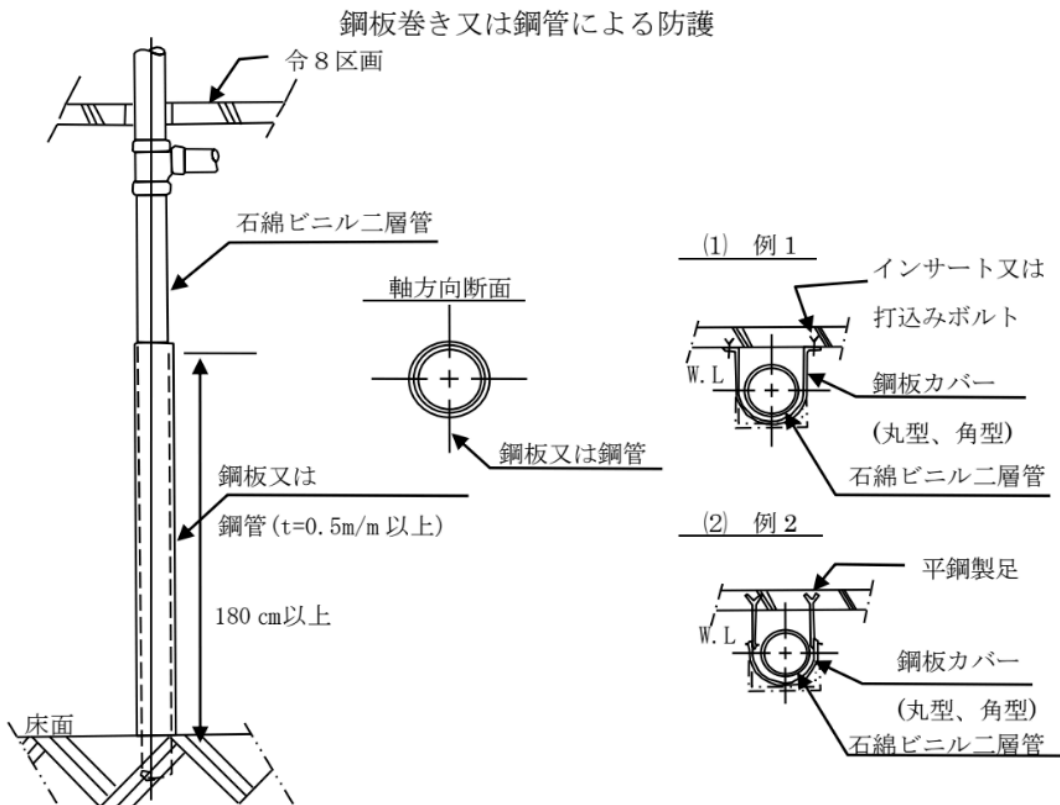
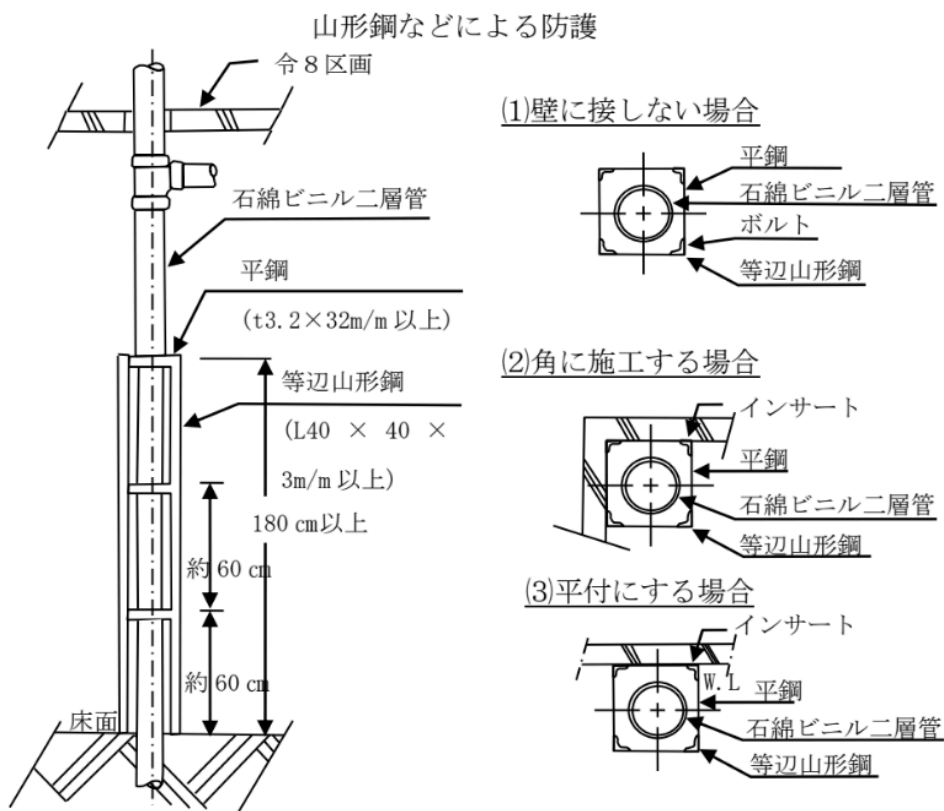


図3-19



(7) 鋼管等の取扱い

令8・1号区画を貫通する鋼管等のうち、次により設置されているものにあつては、省令第5条の2第4号に適合するものとして取り扱って差し支えないものであること。

ア 鋼管等を使用する範囲

令8・1号区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める(ア)及び(イ)に適合する場合は、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

- (ア) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (イ) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

イ 鋼管等の種類

令8・1号区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- (ア) JISG3442(水配管用亜鉛めっき鋼管)
- (イ) JISG3448(一般配管用ステンレス鋼鋼管)
- (ウ) JISG3452(配管用炭素鋼鋼管)
- (エ) JISG3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)
- (オ) JISG3459(配管用ステンレス鋼鋼管)
- (カ) 日本水道協会規格(以下「JWWA」という。)K116(水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (キ) JWWAK132(水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (ク) JWWAK140(水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (ケ) 日本水道鋼管協会規格(以下「WSP」という。)011(フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (コ) WSP032(排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管)
- (サ) WSP039(フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (シ) WSP042(排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)

ウ 貫通部の処理

- (ア) セメントモルタルによる方法
  - a 日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。
  - b 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。
  - c セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。
- (イ) ロックウールによる方法
  - a JISA9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材(充填密度150kg/m<sup>3</sup>以上のものに限る。)又はロックウール繊維(充填密度150kg/m<sup>3</sup>以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。
  - b ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

エ 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、次の(ア)又は(イ)の措置を講ずること。

- (ア) 可燃物への接触防止措置
  - a に掲げる被覆材をbに定める方法により被覆すること。
  - a 被覆材
    - ロックウール保温材(充填密度150kg/m<sup>3</sup>以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

b 被覆方法

(a) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(b) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 給排水管の着火防止措置

次の a 又は b に該当すること。

- a 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。
- b 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの(木軸、合板等)であること。

オ 配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次の(ア)又は(イ)によること。

- (ア) 保温材として前エ.(ア). a に掲げる材料を用いること。
- (イ) 給排水管にあっては、JISA9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において、ウ及び前エの規定について、特に留意されたいこと。

カ 配管等の接続

配管等をアの範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

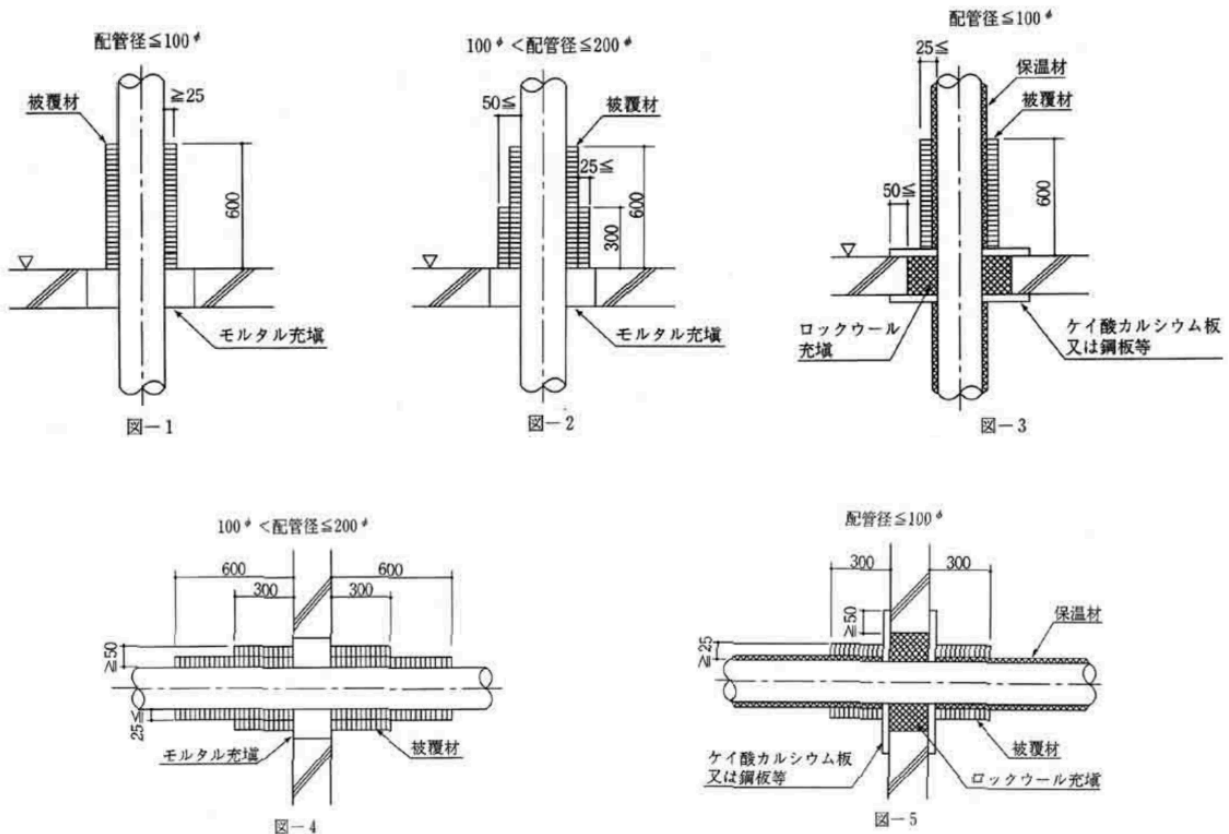
- (ア) 配管等は、令8・1号区画を貫通している部分において接続しないこと。
- (イ) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、bに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。
  - a メカニカル接続
    - (a) ゴム輪(ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。)を挿入管の差し口にはめ込むこと。
    - (b) 挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
    - (c) 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
    - (d) 押し輪又はフランジで押さえること。
    - (e) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。
  - b 差込み式ゴムリング接続
    - (a) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
    - (b) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。  
ここで用いるゴムリングは、EPDM(エチレンプロピレンゴム)又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
    - (c) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。

- (d) 挿入管の差し口にシーラ剤を塗布すること。
- (e) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。
- c 袋ナット接続
  - (a) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
  - (b) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
  - (c) 入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
  - (d) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。
- d ねじ込み式接続
  - (a) 挿入管の差し口端外面に管用テーパネジを切ること。
  - (b) 接合剤をネジ部に塗布すること。
  - (c) 継手を挿入管にねじ込むこと。
- e フランジ接続
  - (a) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
  - (b) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
  - (c) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。
- (ウ) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。
- カ 支持
 

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

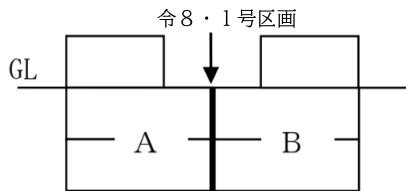
(参考)

施工方法の例（鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合）



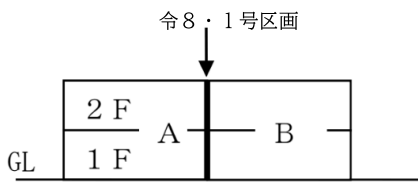


エ 連結散水設備（政令第28条の2）



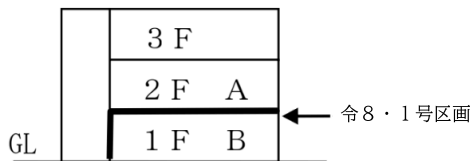
基準面積（地階の床面積の合計 700 m<sup>2</sup>）の算定は、A・Bの部分ごとに行う。

オ 屋外消火栓設備（政令第19条）  
(7)



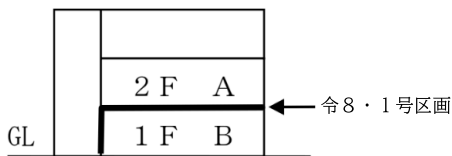
基準面積（1、2階の床面積の合計 9,000 m<sup>2</sup>以上、6,000 m<sup>2</sup>以上、3,000 m<sup>2</sup>以上）の算定は、令8区画されたA・B部分を合計する。

(イ)



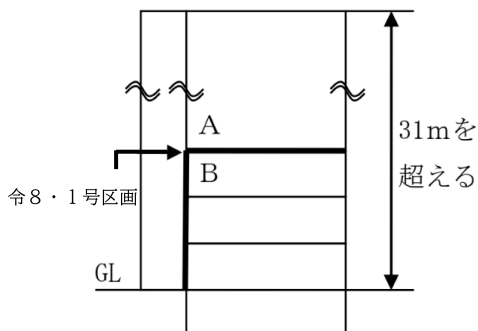
基準面積の算定は、令8区画されたA・B部分を合計する。

カ 消防用水（政令第27条）  
(7)



基準面積（1、2階の床面積の合計 15,000 m<sup>2</sup>以上、10,000 m<sup>2</sup>以上、5,000 m<sup>2</sup>以上）の算定は、令8区画されたA・B部分を合計する。

(イ)



基準面積（地階を除く延べ面積 25,000 m<sup>2</sup>以上）の算定は、令8区画されたA・B部分を合計する。

### 3 政令第8条第2号（渡り廊下等による区画）について

#### (1) 共通事項

ア 省令第5条の3第1項の規定中「防火戸」には、防火シャッターは含まれるものであり、耐火クロススクリーン及びドレンチャーは含まれないこと。

イ 省令第5条の3第2項第1号の規定中「渡り廊下等の壁等」（以下「建基法に係る渡り廊下等」という。）については、壁等の構造方法を定める件（令和6年国土交通省告示第227号）に示す壁等のタイプのうち、「火災の発生のおそれの少ない室又は通行の用にのみ供する建築物の部分構成する壁等により区画する場合」が該当し、原則、建築主事又は指定確認検査機関により判断されるものであること。また、建基政令第36条の4で規定するエキスパンションジョイントは構造上別棟とするためのもので、建基法に係る渡り廊下等の規定には該当しないことに留意すること。

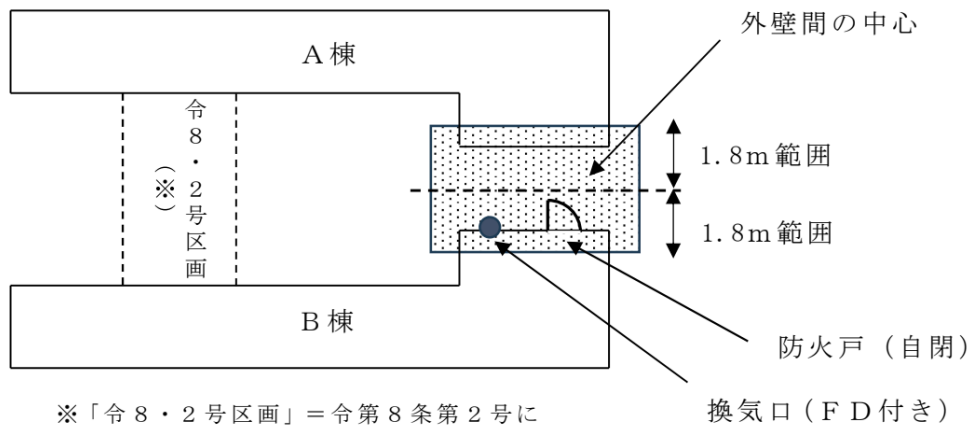
ウ 建基法に係る渡り廊下等及び省令第5条の3第2項第2号の規定中「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として上記の渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

なお、上記原則によるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとしても差し支えない。

#### エ 近接する外壁の延焼防止

別々の防火対象物とみなした建築物相互の外壁が近接して向かい合っている等の場合、外壁間の中心から1.8mの範囲にある開口部は防火設備とすることが望ましいこと。（図3-20参照）

図3-20



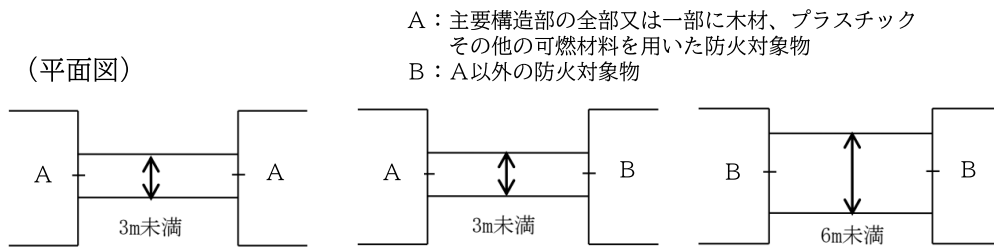
※「令8・2号区画」=令第8条第2号に該当する区画をいう。（以下同じ。）

#### (2) 渡り廊下

「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和6年消防庁告示第7号。以下「壁等基準」という。）第2第1号の渡り廊下の基準については、壁等基準第3によるほか、以下のとおりとする。

ア 壁等基準第3第1号の規定中「渡り廊下の有効幅員」は、図3-21を参考とすること。

図3-21



イ 壁等基準第3第2号の規定中「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定するものであること。具体的には、次の図3-22から図3-26までの場合、Aの部分となること。また、1階と2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合には、2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合の取扱いとするものであること。

図3-22

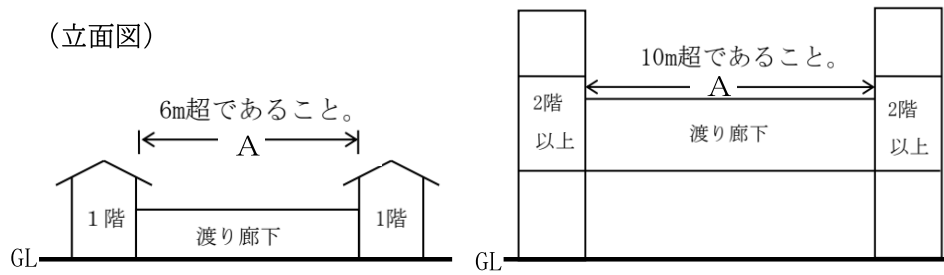


図3-23

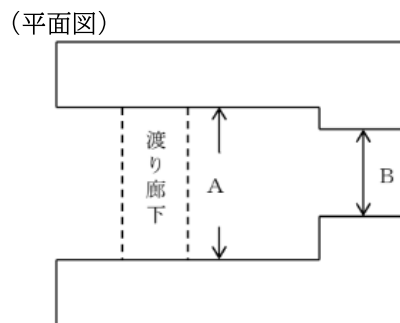


図3-24

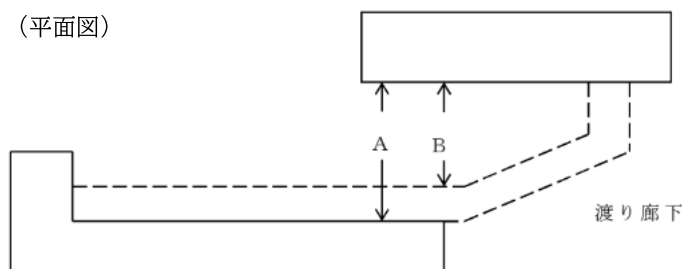
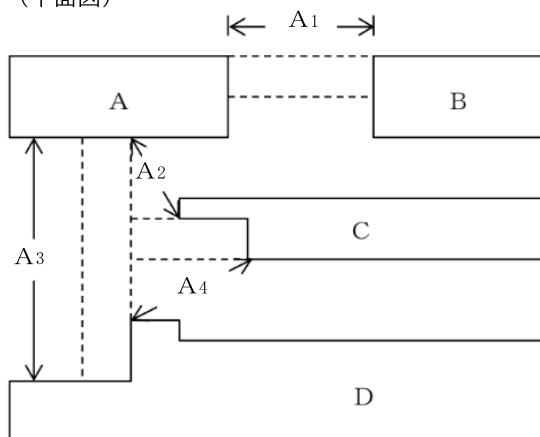


図3-25

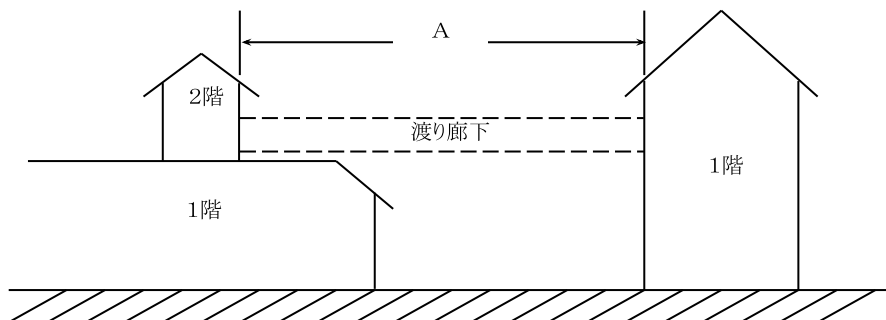
(平面図)



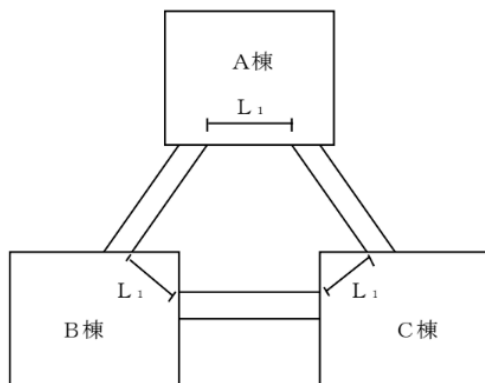
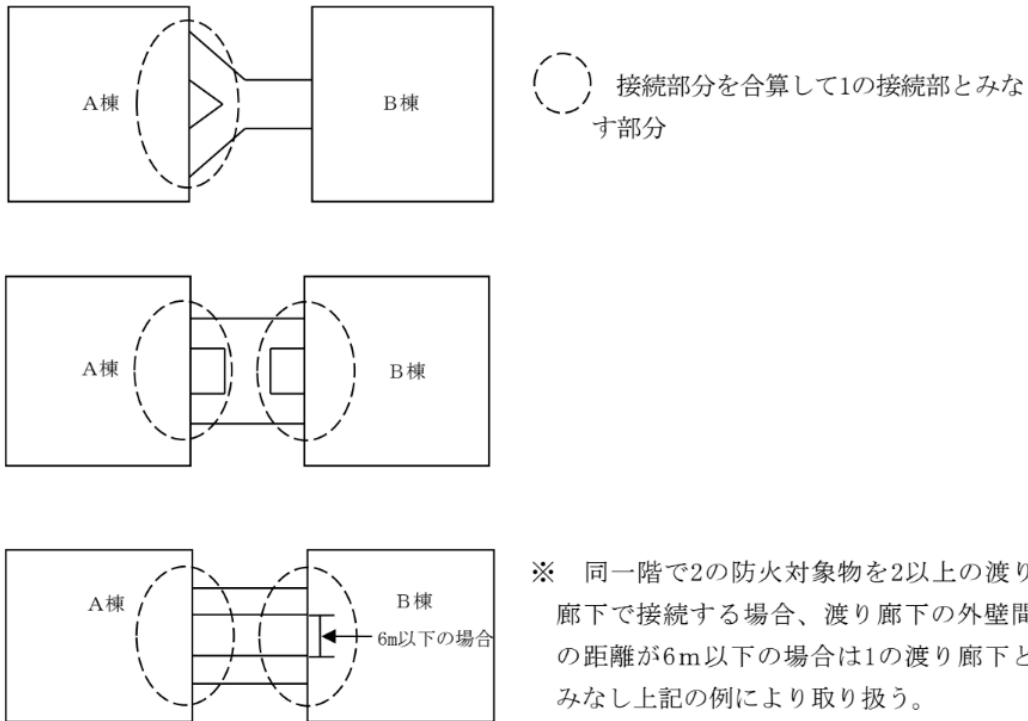
- カ A棟とB棟の間にあつては A1
- キ A棟とC棟の間にあつては A2
- ク A棟とD棟の間にあつては A3
- ケ C棟とD棟の間にあつては A4

図3-26

(立面図)



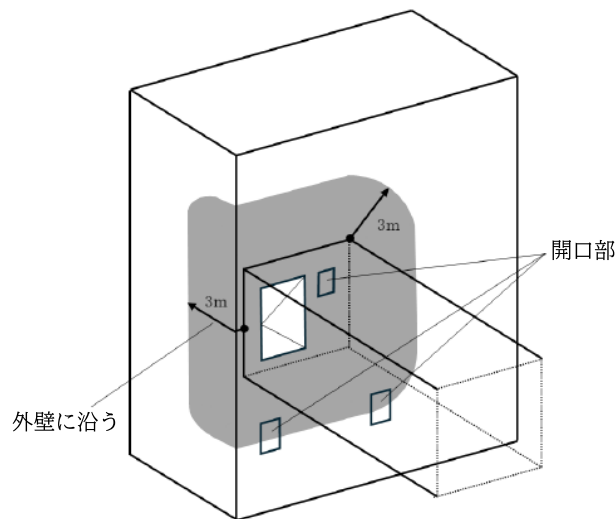
ウ 防火対象物における1の渡り廊下の接続箇所は各階において1箇所が原則であるが、2以上ある場合は、当該接続部分を合算したものを1の接続箇所とみなす。(図3-27参照)



A、B、C棟はそれぞれ1の渡り廊下で接続していることから、それぞれの渡り廊下が基準に適合するかどうかを判断するものとする。  
ただし、 $L_1$ については3m以上とする。

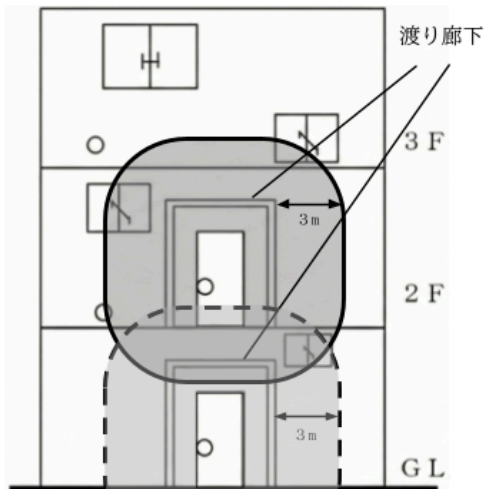
エ 壁等基準第3第2号(1)の規定中「3メートル以内の距離にある部分」については、原則として図3-28及び図3-29のとおりとすること。

図3-28



■ : 3メートル以内の距離にある部分（当該部分の開口部面積の合計が4㎡以内であること。）

図3-29



接続部分の周囲の開口部はそれぞれの渡り廊下ごとに判断し、接続部から周囲3m以内の距離にある部分は全て含まれるほか1階にあっては2階部分、2階にあっては1階部分の渡り廊下の出入口の開口部も含まれる。

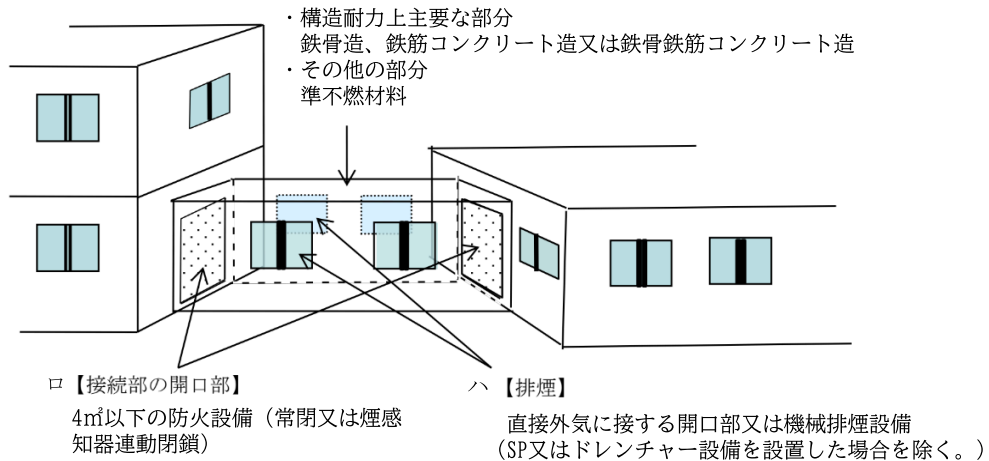
(凡例)

- 1階接続部分の周囲の範囲
- 2階接続部分の周囲の範囲

- エ 壁等基準第3第2号(2)の規定中「開口部の面積が4㎡以内」については、各渡り廊下ごとに判定するものであること。
- オ 壁等基準第3第2号(3)の規定中「直接外気に開放されているもの」については、次のいずれかに適合しているものであること。
  - (ア) 防火対象物の部分相互間の距離が1m以上であり、廊下の両側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。
  - (イ) 防火対象物の部分相互間の距離が1m以上であり、廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの。
- カ 壁等基準第3第2号(3)イからハの開放式以外の渡り廊下は、図3-30を参照とすること。

図3-30

直接外気に接する開口部を外壁に設ける場合の例

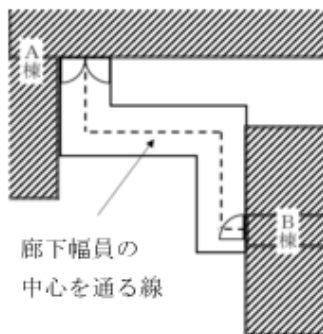


キ 壁等基準第3第2号(3)ハの規定中「閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備」には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備は含まれないものであること。

また、「閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備」に代えて、パッケージ型自動消火設備を設置することはできないものであること。

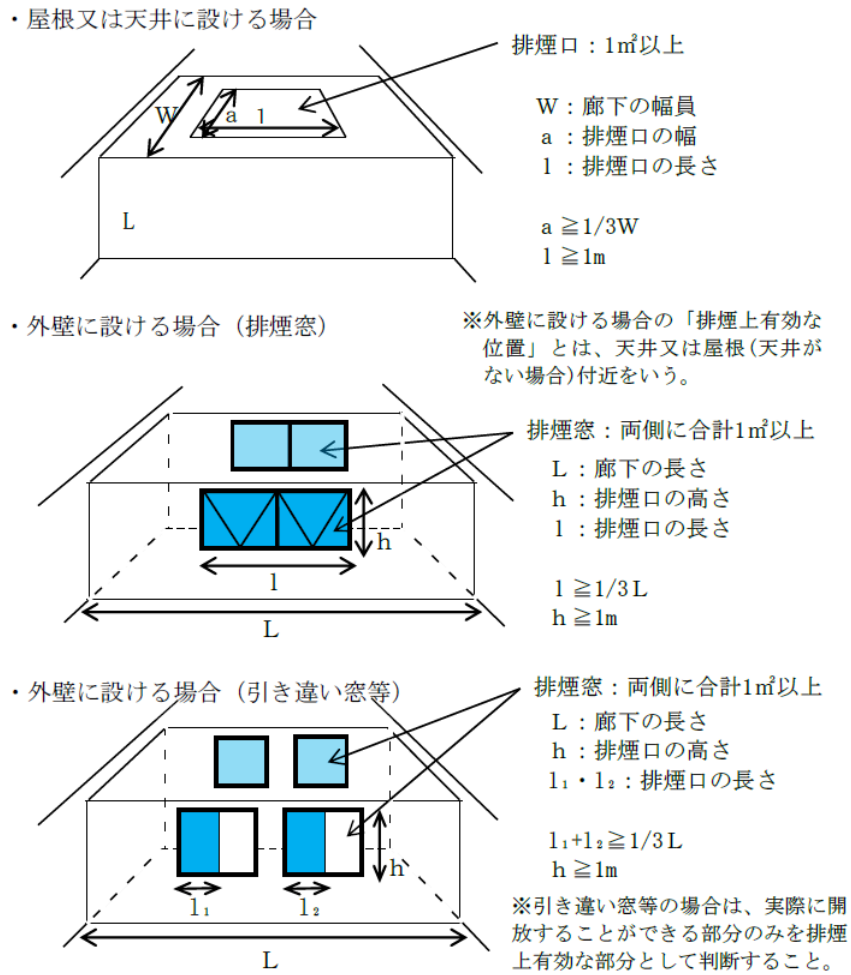
ク 壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ)の規定中「渡り廊下の長さ」は、図3-31のように廊下幅員の中心を通る線で判定するものであること。

図3-31



ケ 壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ)の開口部面積は、図3-32を参照すること。

図3-32

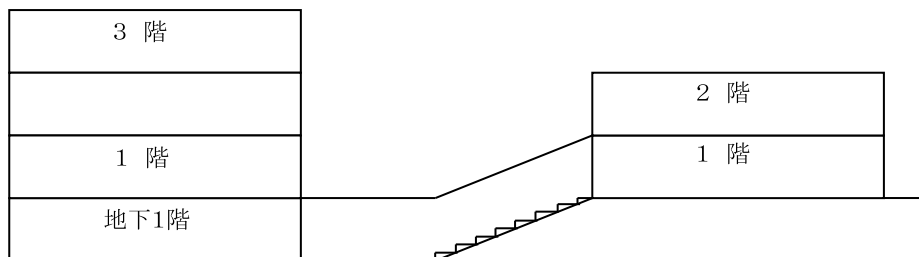


コ 壁等基準第3第2号(3)ハの規定中「機械排煙設備」については、建基法の基準に基づき設置される排煙設備が想定されるものであること。

(3) 地下連絡路

ア 壁等基準第2第2号に規定する地下連絡路については、図3-33から図3-35を参照とすること。

図3-33



地下1階と1階部分を地下で接続する場合  
(地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。)

図3-34

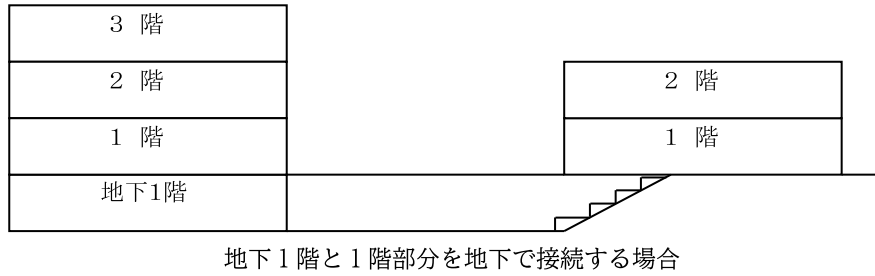
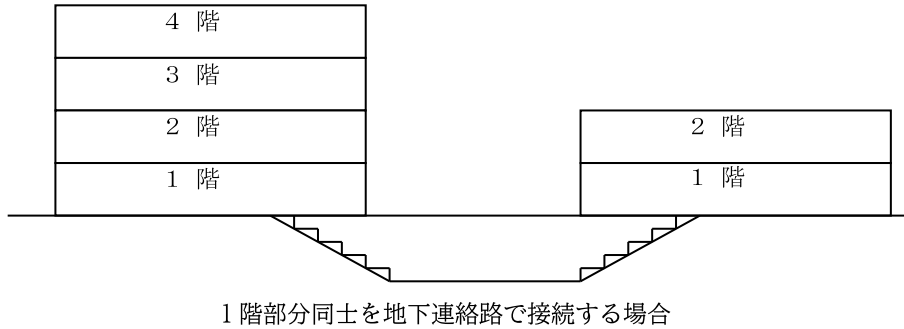
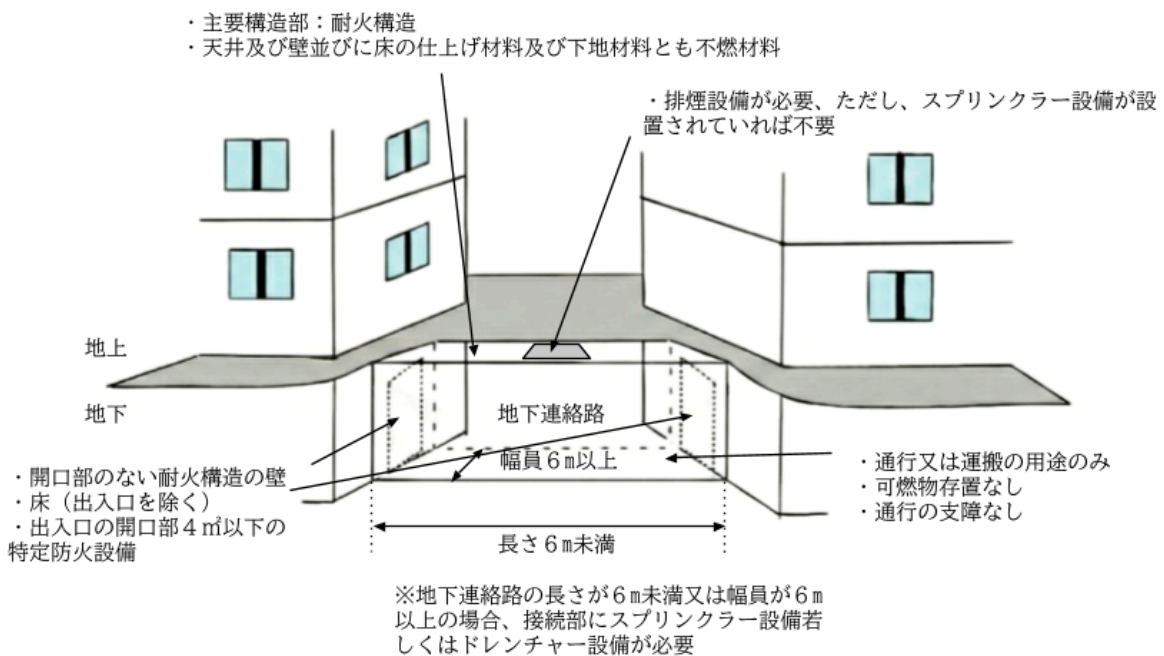


図3-35



- イ 図3-36の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3m以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ)の規定によることができること。
- ウ 地下連絡路のうち、天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）については、壁等基準第4の規定によらず、壁等基準第3の規定に準じた取扱いをして差し支えないこと。
- エ 壁等基準第4の地下連絡路を構成する壁等に関する基準については、図3-36を参照とすること。

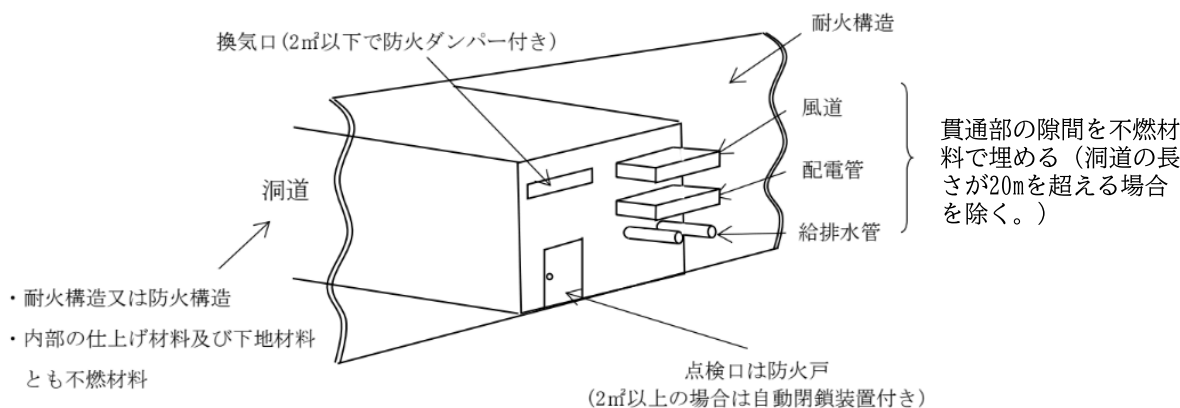
図3-36



(4) 洞道

壁等基準第5の洞道を構成する壁等に関する基準については、図3-37を参照すること。

図3-37



(5) 壁等基準第6の規定中「消防長又は消防署長が認める壁等」については、一定のフェイルセーフ設計を取り入れたものが想定されるものであること(参考:類例としては、(一財)日本消防設備安全センターで評価される「渡り廊下等の基準と同等の防火安全性能を有するものとして接続した建築物同士に火災の影響を及ぼすことのないもの」として取り扱われている「緩衝帯」等がある。)

また、当市で定めている「札幌市地下鉄出入口の配置及び構造並びに他の施設との接続に関する基準」(昭和51年制定)、「札幌市地下街基本方針」(平成16年制定)、「札幌駅前通公共地下歩道とビルとの接続基準」(平成16年制定)及び「西2丁目地下歩道と沿道ビルとの接続に関する基準」(平成27年制定)に基づき接続される部分についても「消防長又は消防署長が認める壁等」に該当する。

(6) 消防用設備等の設置に係る主要構造部の取扱い

主要構造部が耐火構造又は準耐火構造である建築物に、準耐火構造又はその他の構造(耐火構造及び準耐火構造以外のものをいう。以下同じ。)である渡り廊下等を接続した場合、消防用設備等の設置に係る当該建築物の主要構造部は準耐火構造又はその他の構造として取り扱う。(図3-38参照)

ただし、建基法に係る渡り廊下等に該当する場合及び壁等基準に規定する渡り廊下に該当する場合、接続部分を含んだブロックごとに主要構造部を判断すること。(図3-39から図3-42まで参照)

図3-38

※注 耐火=耐火構造、準耐=準耐火構造、その他=耐火・準耐火構造以外を示す。  
(図3-38~3-39共通)

<基本的な例>

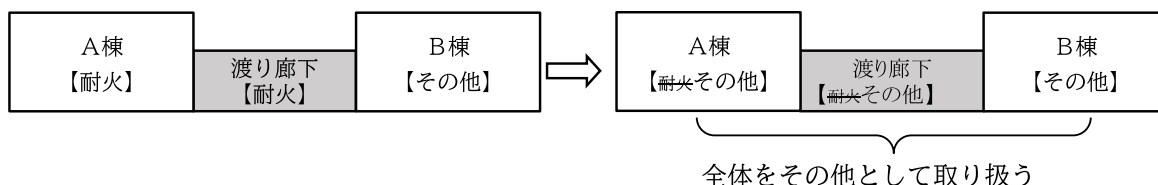


図3-39

「省令第5条の3第1項第1号に規定中の渡り廊下及び壁等基準に規定する渡り廊下（以下「省令第5条の3渡り廊下」という。）」（耐火）で接続した場合

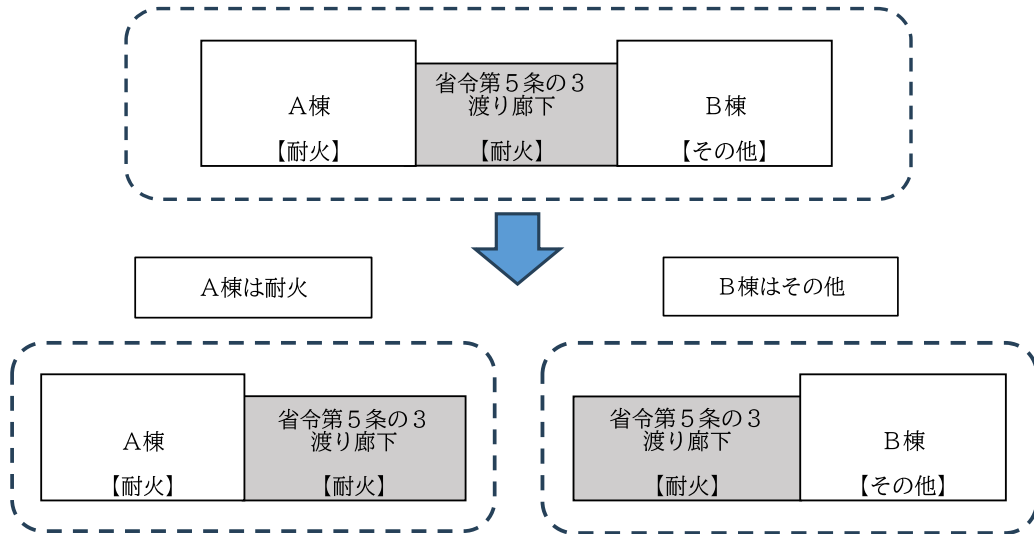


図3-40

「省令第5条の3渡り廊下」（準耐）で接続した場合

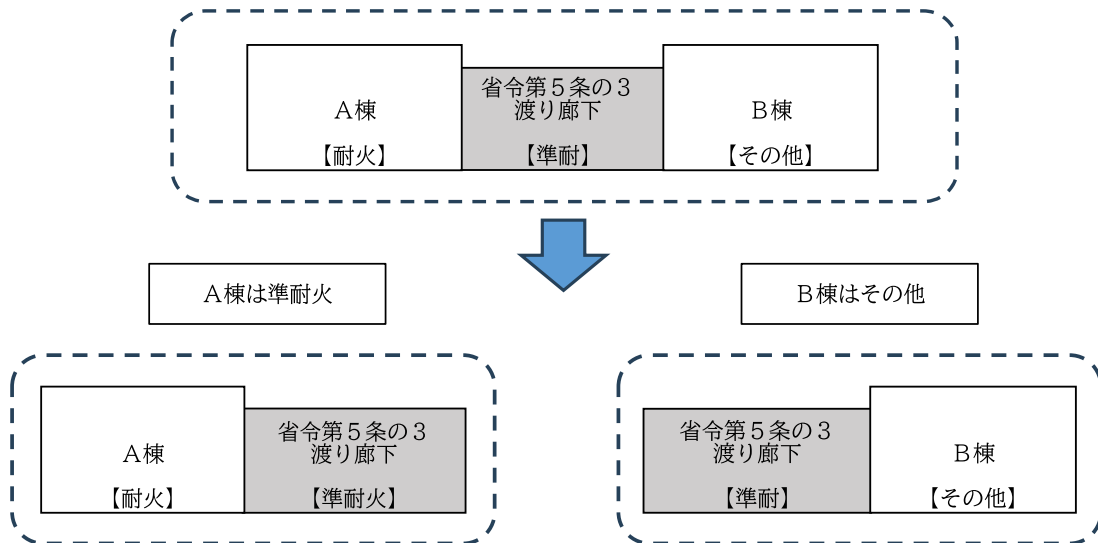


図3-41

「省令第5条の3第2項第1号に規定中の国土交通大臣が定める室（以下「コアタイプ」という。）」（耐火）で接続した場合

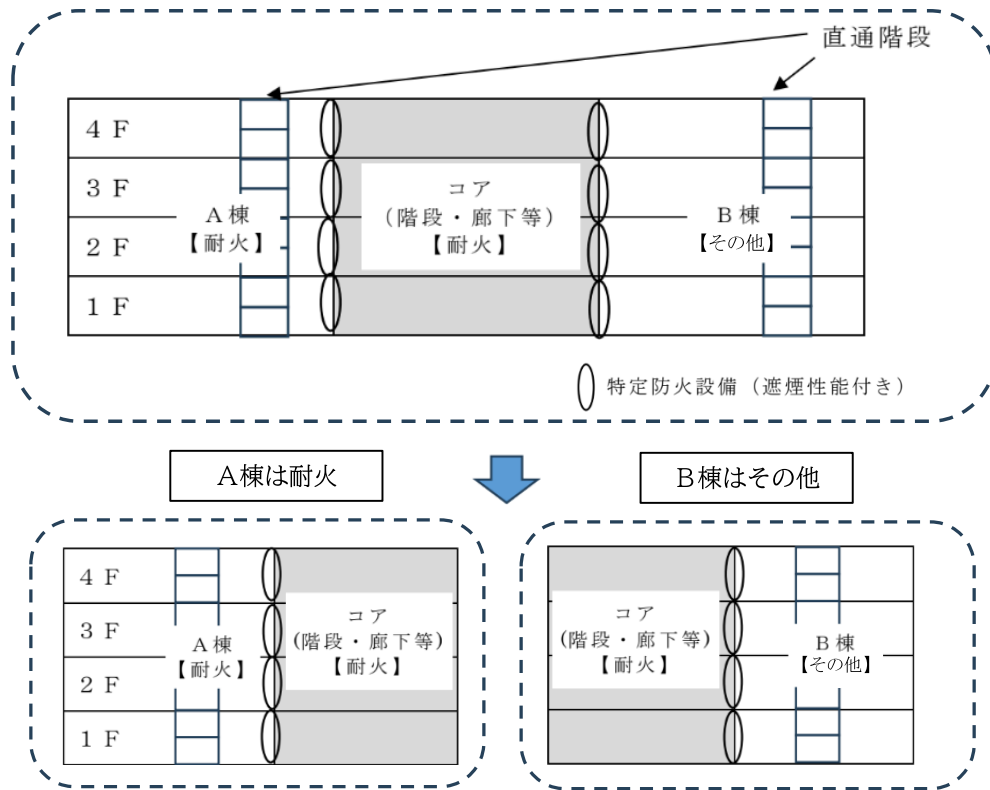
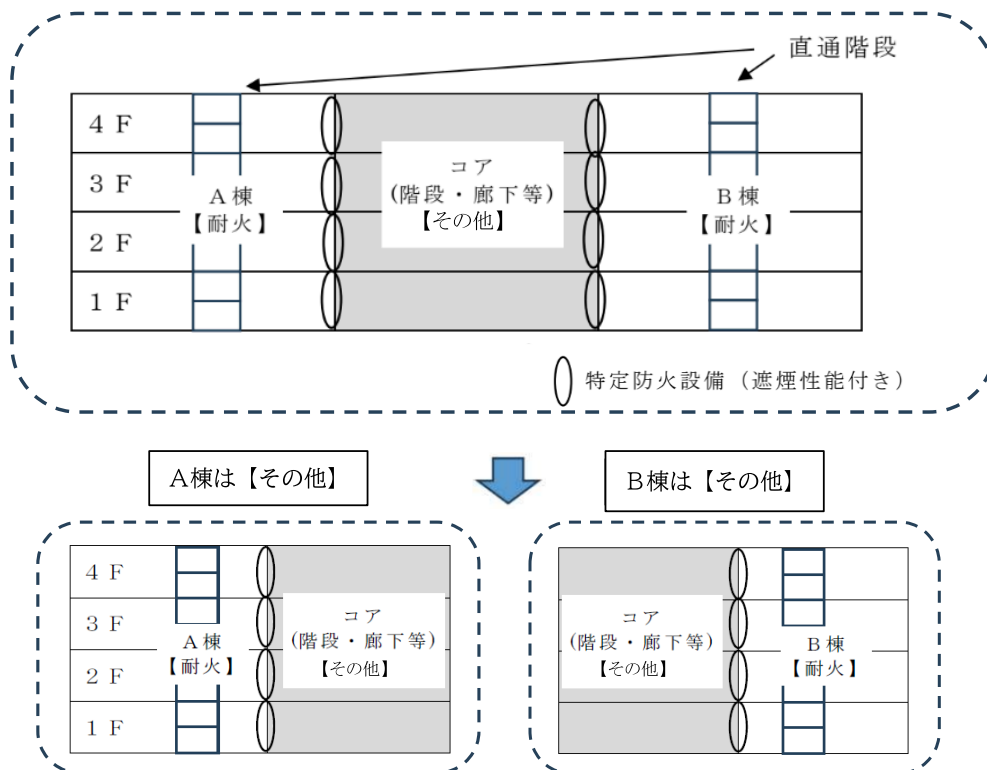


図3-42

「コアタイプ」（その他）で接続した場合



#### 4 政令第8条が適用される防火対象物の増築等の取扱い

法第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準を遡及して適用することとされている法第17条の2の5第2項第2号に規定する消防用設備等について、政令第34条の2に定める増築又は改築並びに政令第34条の3に定める大規模の修繕又は模様替え（以下「増築等」という。）の判断にあたっては、一の防火対象物で判断されることになるが、当該消防用設備等が設置されている防火対象物が政令第8条の適用により別の防火対象物とみなされる場合、その部分ごとに増築等も別のものとして考慮されるものであること。

#### 5 屋外消火栓設備等の設置単位

同一敷地内に2棟以上の建築物がある場合、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水（以下「屋外消火栓設備等」という。）の設置単位については、政令第19条第2項、第20条第2項及び第27条第2項の規定により、当該建築物相互間の距離及び建築物の種別等により1棟とみなす場合がある。

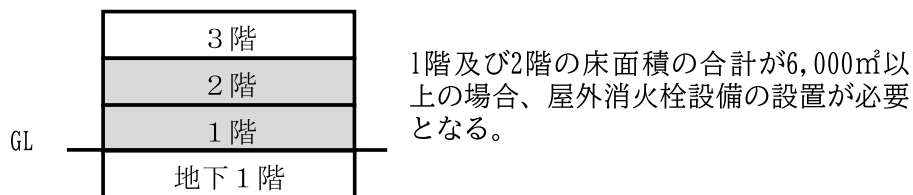
(1) 屋外消火栓設備（動力消防ポンプ設備を含む。以下この項において同じ。）

ア 設置基準（政令第19条第1項）

政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物の1階及び2階の床面積の合計が、耐火建築物は9,000㎡以上、準耐火建築物は6,000㎡以上、その他の建築物は3,000㎡以上となるものに設置が必要となる。（図3-43参照）

図3-43

<準耐火建築物の例>

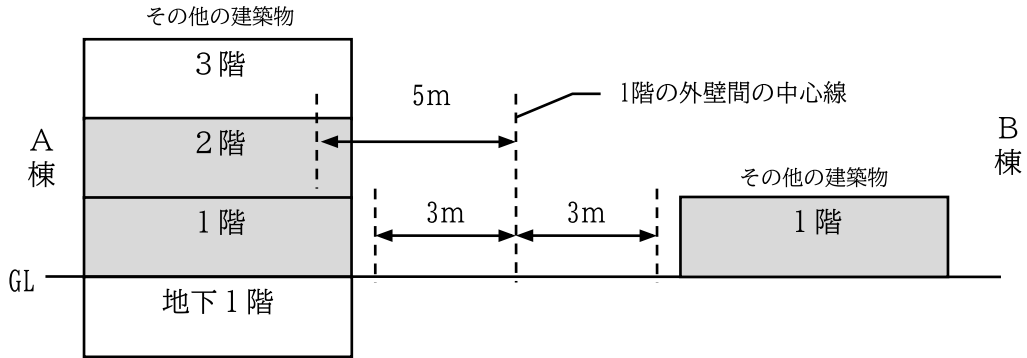


イ 同一敷地内に別棟の建築物がある場合の設置基準（政令第19条第2項及び第20条第2項）

同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物で、当該建築物相互の1階の外壁の中心線からの水平距離が、1階は3m以下、2階は5m以下となる部分がある場合は、当該建築物は一の建築物とみなす。（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）（図3-44から図3-46参照）

図3-44

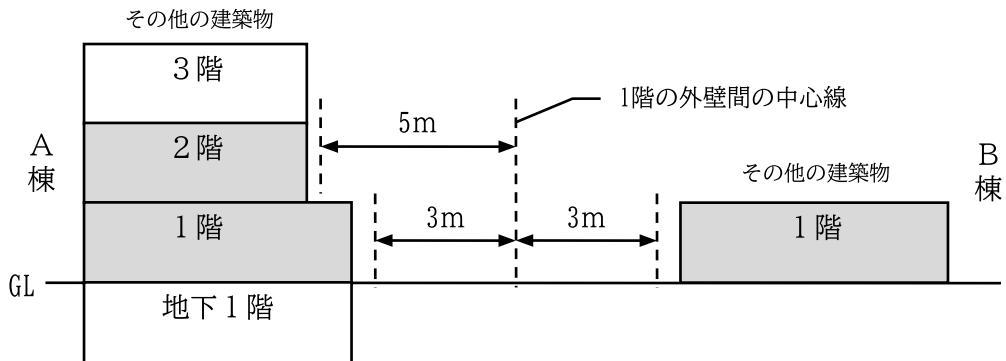
< 1の建築物とみなす例 >



1階は3mを超えているが、2階が5m以下となっている。→ 一の建築物とみなすしたがって、A・B棟の  部分の床面積の合計が3,000㎡以上となる場合、屋外消火栓設備の設置が必要となる。

図3-45

< 別の建築物と取り扱う例 >

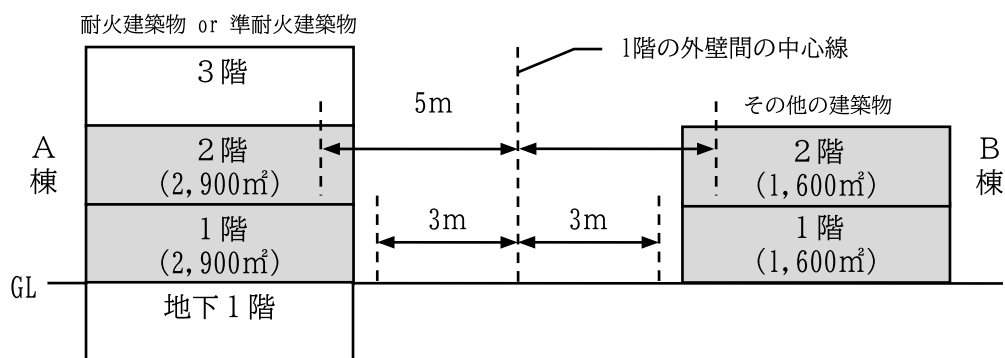


1階は3mを超え、2階は5mを超えている。→ 別の建築物と取り扱う

この場合、A・B棟それぞれの  部分の床面積が3,000㎡以上となる場合、屋外消火栓設備の設置が必要となる。

図3-46

<別の建築物と取り扱う例>



1階は3mを超え、2階は5m以下となっているが、A棟が耐火建築物(又は準耐火建築物)であるため政令第19条第2項の規定(外壁間の距離)は適用されない。

→ 別の建築物と取り扱う

したがって、A・B棟それぞれの  部分の床面積が、A棟は9,000m<sup>2</sup>(準耐火建築物の場合は6,000m<sup>2</sup>)以上、B棟は3,000m<sup>2</sup>以上となる場合、屋外消火栓設備の設置が必要となり、例図の場合はB棟のみ屋外消火栓設備の設置が必要となる。

(2) 消防用水

ア 設置基準（政令第27条第1項第1号及び第2号）

(ア) 政令別表第1(1)項から(5)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物で、その敷地面積が20,000㎡以上あり、かつ、1階及び2階の床面積の合計が、耐火建築物は15,000㎡以上、準耐火建築物は10,000㎡以上、その他の建築物は5,000㎡以上となるものに設置が必要となる。（(イ)に掲げるものを除く。）（図3-47参照）

図3-47

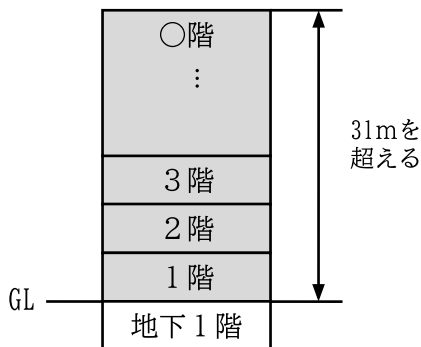
<準耐火建築物の例>



敷地面積が20,000㎡以上で、かつ、1階及び2階の床面積の合計が10,000㎡以上となる場合、消防用水の設置が必要となる。

(イ) 政令別表第1に掲げる建築物で、その高さが31mを超え、かつ、延べ面積（地階部分を除く。）が25,000㎡以上となるものに設置が必要となる。（図3-48参照）

図3-48



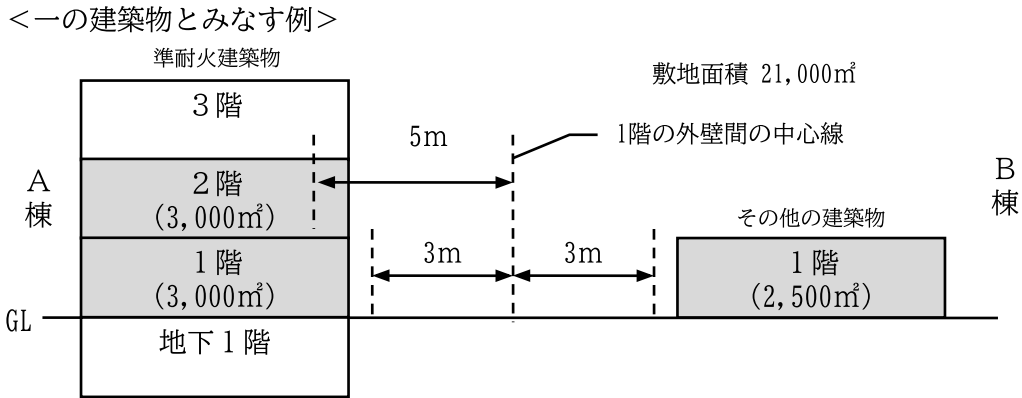
建築物の高さが31mを超え、かつ、延べ面積（地階部分を除く。）が25,000㎡以上となる場合、消防用水の設置が必要となる。

※ 敷地面積は関係ないことに留意  
 ※ 「建築物の高さが31mを超え」の取扱いについては、第4章.第3 スプリンクラー設備2.(16)による。

イ 同一敷地内に別棟の建築物がある場合の設置基準（政令第27条第2項）

同一敷地内に政令別表第1(1)項から(5)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物が2以上ある場合において、その敷地面積が20,000㎡以上で、当該建築物相互の1階の外壁の中心線からの水平距離が、1階は3m以下、2階は5m以下となる部分があり、かつ、これらの建築物の1階及び2階の床面積の合計を、耐火建築物は15,000㎡、準耐火建築物は10,000㎡、その他の建築物は5,000㎡で除した商の和が1以上となる場合は、当該建築物は一の建築物とみなす。（図3-49から3-51参照）

図3-49



1階は3mを超えているが、2階が5m以下となっている。

かつ、

A棟（準耐火建築物）の1階及び2階の床面積の合計 6,000㎡

B棟（その他の建築物）の1階の床面積 2,500㎡

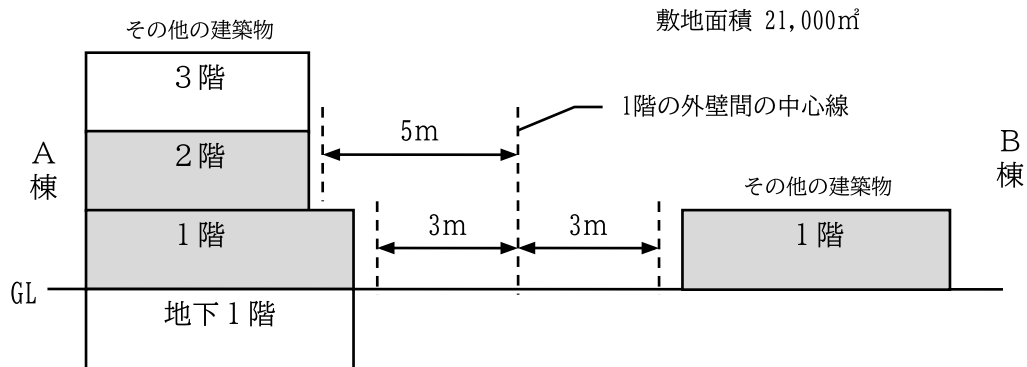
$$A棟 (6,000㎡ \div 10,000㎡) + B棟 (2,500㎡ \div 5,000㎡) = 1.1$$

→ 商の和が1以上であることから 一の建築物とみなす

したがって、消防用水の設置が必要となる。

図3-50

<別の建築物と取り扱う例>

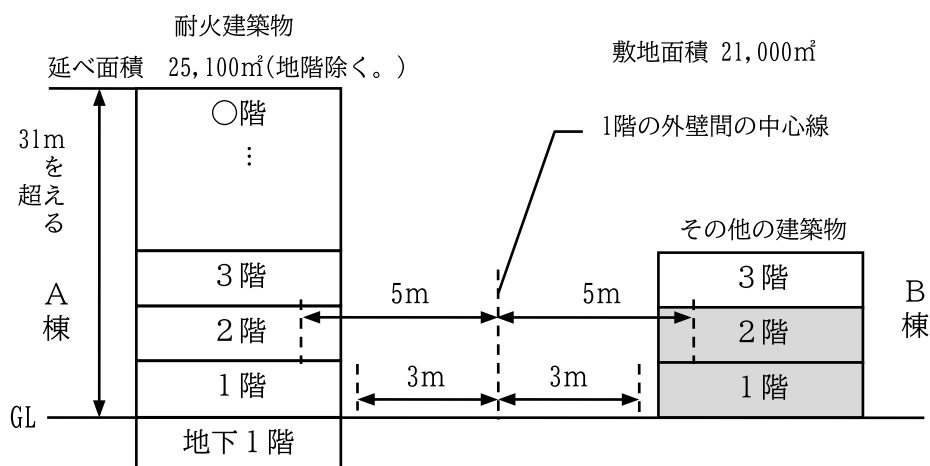


1階は3mを超え、2階は5mを超えている。→ 別の建築物と取り扱う

この場合、A・B棟それぞれの  部分の床面積が、耐火建築物は15,000㎡以上、準耐火建築物は10,000㎡以上、その他の建築物は5,000㎡以上となる場合、消防用水の設置が必要となる。

図3-51

<別の建築物と取り扱う例>



1階は3mを超え、2階は5m以下となっているが、A棟が高さ31mを超え、かつ、25,000㎡以上（前ア.(イ)に該当し、消防用水の設置が必要）であるため、政令第27条第2項の規定（外壁間の距離）は適用されない。→ 別の建築物

したがって、例図の場合のB棟は、1階及び2階の床面積の合計が5,000㎡以上となる場合のみ、消防用水の設置が必要となる。

(3) 政令第8条の屋外消火栓設備等の設置単位

屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水（以下「屋外消火栓設備等」という。）の設置単位については、政令第19条第2項、第20条第2項及び第27条第2項の規定により、1棟とみなすこと。（図3-52及び図3-53参照）

図3-52

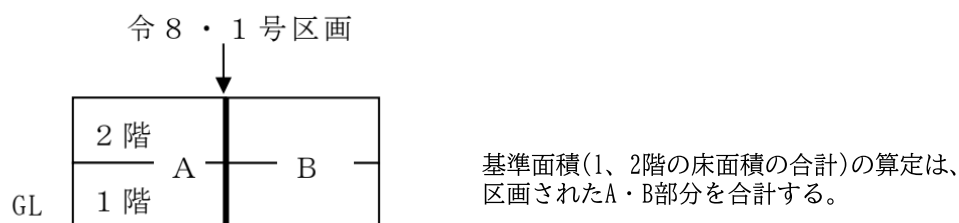


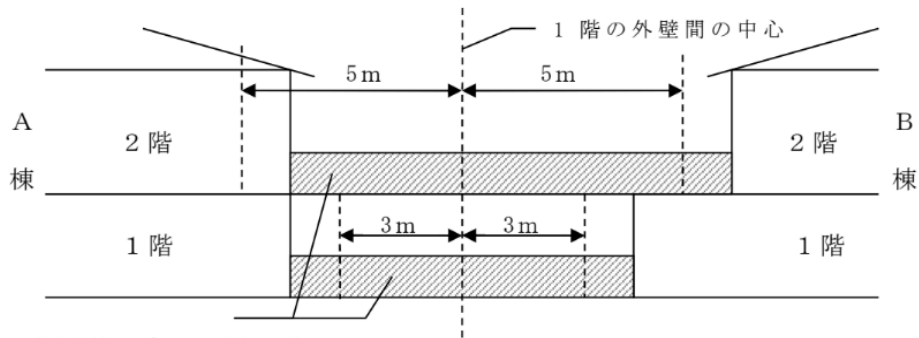
図3-53



ただし、建築物と建築物が渡り廊下で接続され、次の条件をすべて満たした場合、政令第32条の規定を適用し別の建築物として取り扱う。（図3-54から図3-56まで参照）

- 1 当該渡り廊下が「規則5条の3渡り廊下」に該当するものであること。
- 2 建築物相互間の距離が、1階の外壁間の中心線から水平に、1階にあっては3mを超え、2階以上にあっては5mを超えること。
- 3 当該渡り廊下の建基政令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分及びその他の部分が不燃材料（建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られていること。
- 4 前3以外の構造の場合は、接続部分の開口部を自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸で区画し、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあっては屋根）の室内に面する部分を難燃材料（建基政令第1条第6号に規定する難燃材料）で仕上げること。

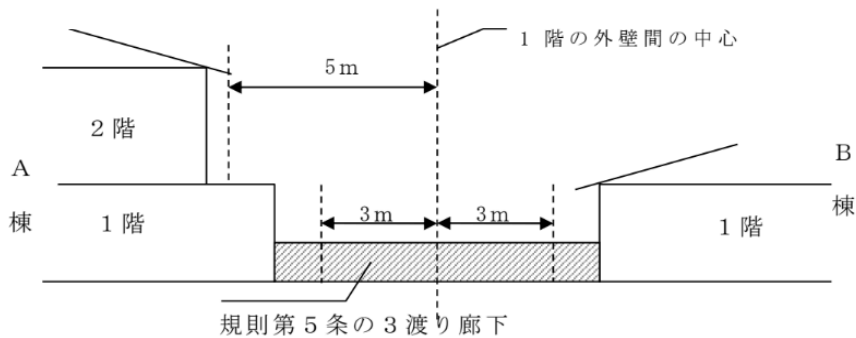
図3-54



規則第5条の3渡り廊下  
(1及び3(又は4)の条件に該当)

1階は3mを超えているが、2階が5mの範囲内に入っている。  
2の条件を満たしていない。 → 一の建築物となる。

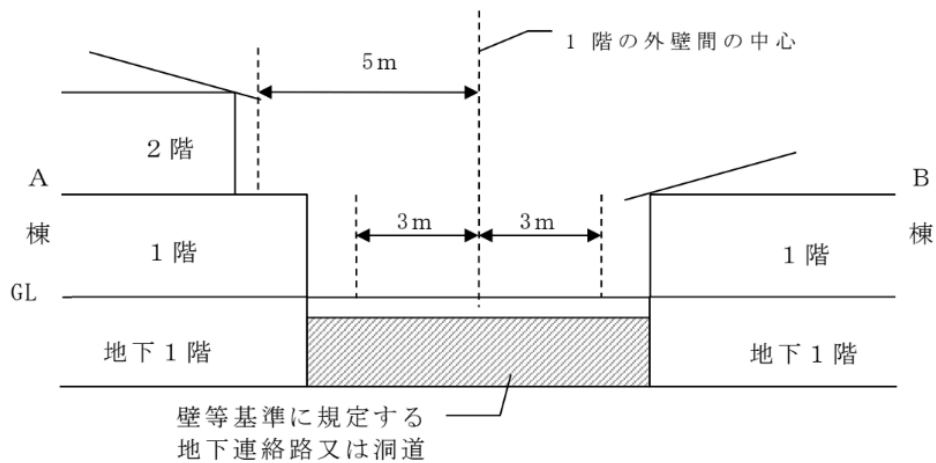
図3-55



規則第5条の3渡り廊下  
(1及び3(又は4)の条件に該当)

1階は3mを超え、2階は5mを超えている。  
2の条件も満たしている。 → 別の建築物と取り扱う。

図3-56



例図の場合、1階は3mを超え、2階は5mを超えているため、政令第19条第2項及び同第27条第2項は適用されない。→ 別の建築物と取り扱う。

(4) 仮設渡り廊下接続時における消防用設備等の特例の適用について

小中学校等の建替え工事等において、工事期間中、二以上の独立した一の防火対象物を建基法第85条第5項に基づき許可された仮設建築物である渡り廊下（以下「仮設渡り廊下」という。）で相互に接続する場合は、次のとおり取り扱う。

ア 主要構造部を耐火構造とした防火対象物に係る消防用設備等の取り扱い

主要構造部を耐火構造とした防火対象物を、次の(ア)から(ウ)までのすべてに適合する仮設渡り廊下で接続した場合は、政令第32条を適用して、主要構造部を耐火構造とした防火対象物と同等の消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準を適用して差し支えないこと。（図3-57から図3-58参照）

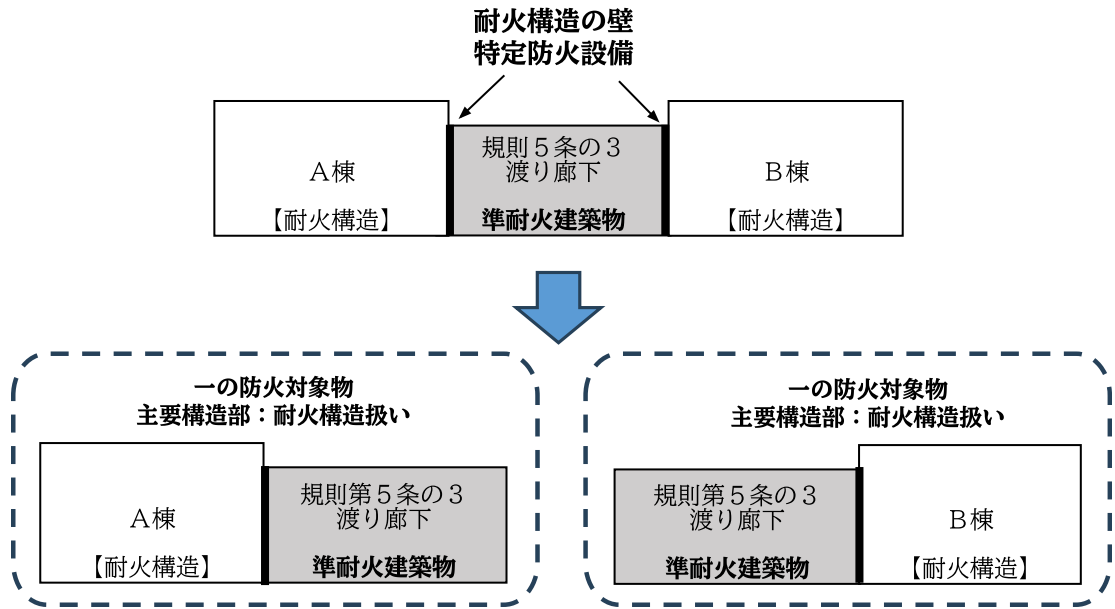
(ア) 仮設渡り廊下が「規則5条の3渡り廊下」に該当するものであること。

(イ) 仮設渡り廊下が準耐火建築物であること。

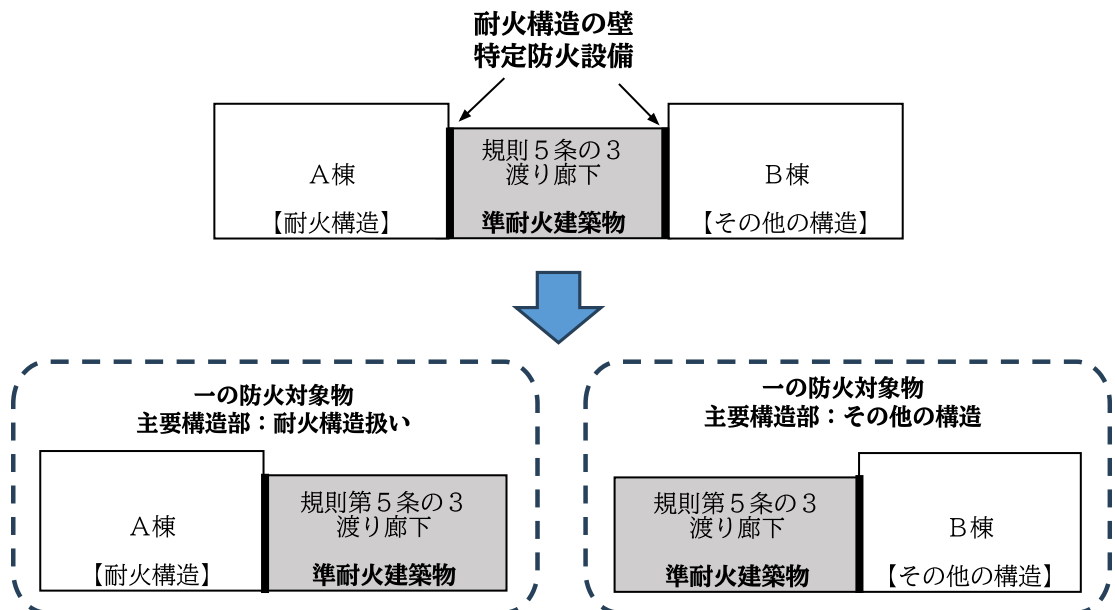
(ウ) 仮設渡り廊下と防火対象物との接続部分に設けられた出入口は、特定防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものを設けたものとし、出入口以外の接続部分にあっては耐火構造の壁で区画すること。

<主要構造部を耐火構造とした防火対象物同士を仮設渡り廊下で接続した場合>

図3-57



<主要構造部を耐火構造とした防火対象物とその他の構造とした防火対象物を仮設渡り廊下で接続した場合>  
図3-58



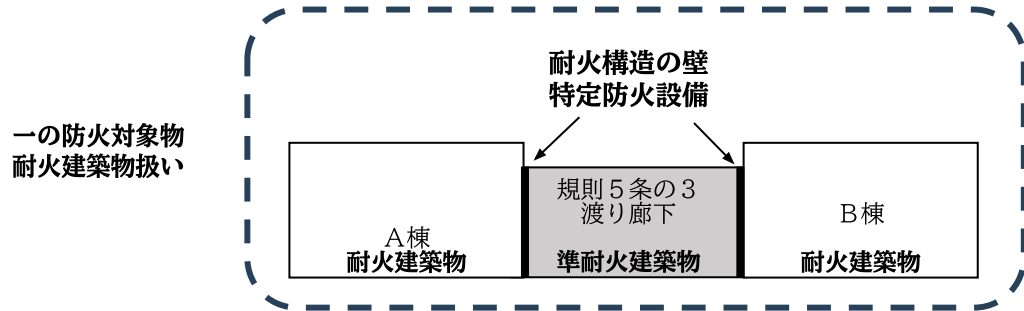
※ 片側の防火対象物の主要構造部が耐火構造ではないため、仮設渡り廊下の小屋裏に感知器が必要

イ 屋外消火栓設備及び消防用水の取り扱い

耐火建築物である防火対象物を前ア(ア)から(ウ)までのすべてに適合する仮設渡り廊下で接続した場合は、政令第32条を適用して、政令第19条及び第27条の規定について耐火建築物として取り扱って差し支えないこと。(図3-59から図3-62参照)

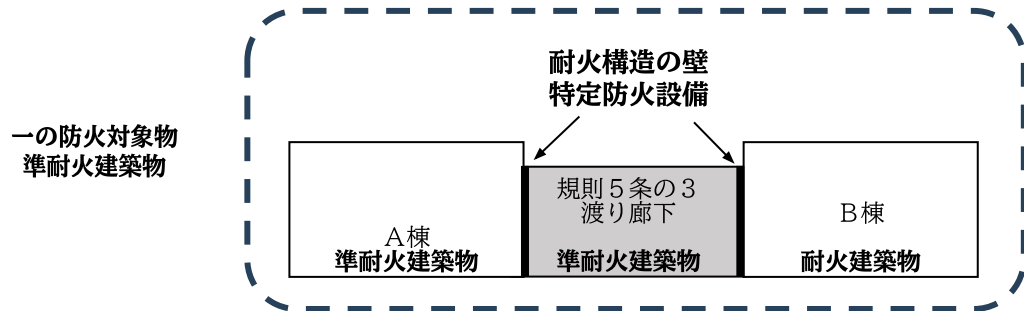
<耐火建築物同士を規則5条の3渡り廊下に適合する仮設渡り廊下で接続した場合>

図3-59



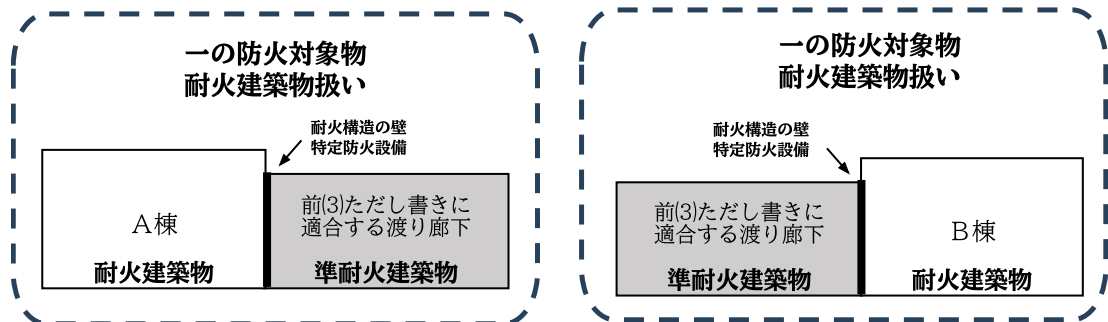
<準耐火建築物と耐火建築物を規則5条の3渡り廊下に適合する仮設渡り廊下で接続した場合>

図3-60



<耐火建築物同士を前(3)ただし書きに適合する仮設渡り廊下で接続した場合>

図3-61



<準耐火建築物と耐火建築物を前(3)ただし書きに適合する仮設渡り廊下で接続した場合>

図3-62

